

狹山台地区近隣公園パーク PFI 事業
要求水準書
(案)

令和7年3月

入間市

目 次

1. 総則	1
(1) 本要求水準書の位置付け	1
(2) 事業の目的	1
(3) 狹山台地区近隣公園の概要	1
(4) 本事業の公募対象区域	3
(5) 法令遵守	3
2. 公募対象公園施設の要求水準	4
(1) 設置可能な公募対象公園施設の種類	4
(2) 公募対象公園施設の設置条件	4
(3) 公募対象公園施設の運営・維持管理に関する要求水準	5
3. 特定公園施設の要求水準	8
(1) 特定公園施設の範囲	8
(2) 特定公園施設の種類と内容	8
(3) 立体都市公園における特定公園施設の種類と内容	13
4. 利便増進施設の要求水準	14
(1) 利便増進施設の設置条件	14
5. 公園全体の維持管理に関する要求水準	15
(1) 維持管理の範囲	15
(2) 維持管理業務に係る要求水準	15

1. 総則

(1) 本要求水準書の位置付け

本要求水準書（以下「本書」という。）は、入間市（以下「市」という。）が、「狭山台地区近隣公園パーク PFI 事業」（以下「本事業」という。）を実施する設置等予定者を選定するにあたって、市が設置等予定者に要求する公園施設等の水準等を示すものである。

本書の適用範囲は、以下のとおりとする。

- ・公募対象公園施設
- ・特定公園施設
- ・利便増進施設

(2) 事業の目的

狭山台地区近隣公園は、土地区画整理事業により計画され、平成 28 年度に基本計画を策定したが、その後事業化に至っておらず、現在も未供用となっている。

近隣住民からの要望を受け、商業施設等の施設と都市公園を一体的に整備するため、立体都市公園制度と公募設置管理制度（Park-PFI）を活用した効果的・効率的な公園整備を行うことを目的とする。

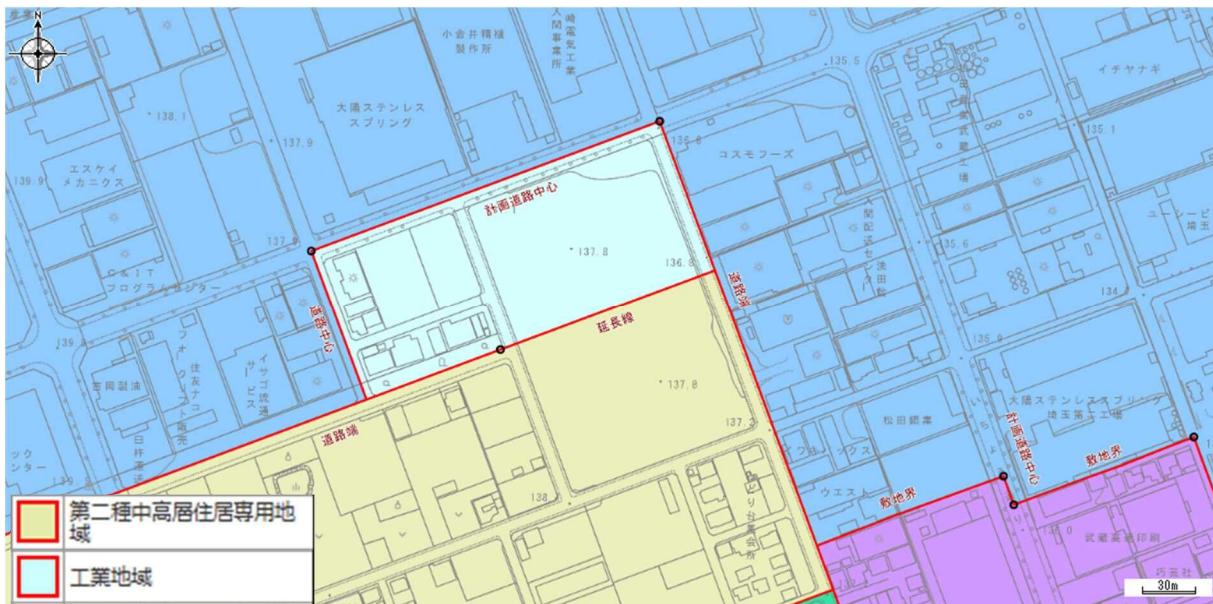
(3) 狹山台地区近隣公園の概要

狭山台地区近隣公園の概要は以下のとおりである。

敷地面積	2.15ha （公園区域として 1.65ha 以上確保するものとする。）※1
所在地	入間市狭山台一丁目 102
都市計画	区域区分：市街化区域 用途地域：北側 工業地域 南側 第二種中高層住居専用地域 (いずれも容積率 200%、建ぺい率 60%) ※用途地域が 2 種類位置付けられているため、敷地設定の範囲に よっては、建物規模に制限を受けることとなります。 その他：狭山台地区地区計画
公園種別	近隣公園

※1 本事業において、公園一体建物における商業施設用の駐車場及びバックヤード等を整備する場合、当該敷地を公園区域から除外する。公園区域から除外することのできる最大面積は、5000 m²とする。なお、公園区域より除外する区域を除くすべての敷地が公園区域となる。

【公園周辺の用途地域】



出典：入間市公式ホームページ

【対象敷地の現在の様子】



※狭山台地区近隣公園は現在も未供用となっており、敷地内に、土地区画整理事業で搬出された残土が高さ4~5m程度盛土されているが、令和7年度中に市が撤去する予定である。

※敷地内には電柱が設置されている箇所があるため、配慮した配置計画とすること。なお、電柱の移設を希望する場合には、関係機関との協議や各種調整に協力すること。

（4）本事業の公募対象区域

本事業の公募対象区域は、公園全体とする。

（5）法令尊守

遊戯施設を設置する場合は、都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）（国土交通省）を踏まえた計画とすること。

大規模小売店舗立地法第5条第1項にもとづく届出及び手続きなど、市と協議の上、商業施設開発に伴う申請を適切に実施すること。

埼玉県建築物バリアフリーライフ条例・埼玉県福祉のまちづくり条例、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例、埼玉西部消防組合消防水利の設置及び防災上の配慮に関する基準、入間市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例等、第三次入間市環境基本計画、入間市SDGs未来都市計画、その他各種事業内容に関する関係法令を遵守すること。

インフラ施設の整備に当たっては、関係機関と協議の上実施すること。

本事業において生じる国・県などの関係機関との協議や各種調整に協力すること。

2. 公募対象公園施設の要求水準

(1) 設置可能な公募対象公園施設の種類

本事業で設置可能な公募対象公園施設は、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定されている便益施設又は運動施設及びその付帯施設とする。

(2) 公募対象公園施設の設置条件

都市公園は、基本的に一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることから、特定の利用者に限定される施設や、騒音、振動、光害、悪臭等の発生により、他の利用者による公園利用を阻害するような施設は望ましくない。こうした、公園への設置が相応しくない施設及び周辺地域と調和しない施設の提案は認められない。

提案に際しては、これらを踏まえ、以下の条件を満たすものとする。

① 設置可能な場所

- ・公募対象公園施設が設置可能な場所は、公園全体とする。

② 設置可能な施設

- ・公募対象公園施設として、飲食機能を有する便益施設（飲食品を取り扱う売店を含む）又は運動施設及びその付帯施設を設置すること。
- ・アルコール販売については禁止しないが、アルコール提供を主たる目的とする施設は認めないこととする。
- ・テイクアウト形式の飲食の提供については、提案を可能とするが、ゴミの散乱等に関する対応策を検討すること。
- ・その他の便益施設については、任意とするが、施設全体として、他の要求水準について満たすことを必須とする。

③ 建築面積及び高さ

- ・建築面積（水平投影面積）は、500 m²を上限とし、建築物を分棟配置する場合においても、建築物の建築面積の合計が、上記の建築面積の上限を超えないものとする。
- ・建築物は2階建てまで認める。

④ 建築に関する条件

- ・施設の設置にあたっては、周辺環境との調和を図ること
- ・本公園とその周辺空間に相応しい、景観に配慮した施設デザインや素材、色彩とすること
- ・ユニバーサルデザインに配慮した設計とすること
- ・施設や夜間照明等の配置は、死角や暗がりを作らないように工夫するなど、安全性・防犯性に配慮すること
- ・公募対象公園施設内に、施設利用者のためのトイレを設けること。また、設置するトイレのうち、1箇所以上は埼玉県建築物バリアフリーライセンス・埼玉県福祉のまちづくり条例、入間市移動

等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例等に定められた基準に適合する高齢者や子ども連れ、障害者等の利用に配慮した車いす対応トイレとすること。
ただし、公園一体建物と一体になっている場合には、関係機関に設置個数を確認すること。

⑤ インフラ（電気・上下水道・ガス・通信等）

- ・公募対象公園施設に対して必要なインフラ（電気・上下水道・ガス・通信等）については、認定計画提出者の負担により整備を行うものとする。なお、設置許可を受ける範囲外における埋設管路等については、建設後に市への譲渡が可能な場合があるため、譲渡を希望する場合は市と協議を行うこと。
- ・原則として、インフラ設備は、特定公園施設の設備と独立して設けるものとする。

⑥ 原状回復

- ・原則として、設置管理許可期間が満了するまでに、認定計画提出者の責任及び負担において、公募対象公園施設を撤去し、更地にして市に返還すること。
- ・ただし、市が認める場合に限り、公募対象公園施設を市に譲渡できるものとする。

⑦ その他

- ・地盤改良や土地の形質の変更を行う場合は、埼玉県や市との協議等が必要になる場合があるため、必要に応じて、事前に協議を行うこと。地盤改良等の費用については、市と認定計画提出者との協議により、内容、手法等を決定し、認定計画提出者の費用負担で実施するものとする。
- ・公募対象公園施設利用者用の駐車場を整備する場合には、前面道路との出入口の位置や出入庫に伴う渋滞や事故等を回避する計画として、周辺道路の交通の円滑化と安全性の向上に努めること。公募対象公園施設の規模に応じて適切に整備すること。
- ・公募対象公園施設の工事着手は、都市公園法第5条に基づく設置管理許可を受けた後とする。

（3）公募対象公園施設の運営・維持管理に関する要求水準

認定計画提出者は、公募対象公園施設の運営・維持管理について、以下の基準に沿った提案を行うこと。

① 施設の営業時間

- ・公園利用者の利便性を考慮し、年末年始等を除き、原則通年営業とするものとする。
- ・また、営業時間は原則午前6時～午後10時までの時間帯内で設定するものとし、時間外の営業を行う場合は市と協議するものとする。
- ・定休日や休憩時間等を設けることは可能だが、複数の施設を設ける場合には、定休日や休憩時間の設定によりいずれかの施設が営業するよう可能な限り工夫すること。

② 施設の運営について

- ・公園利用者が利用しやすく、公園利用者及び地域住民の安全・安心に配慮した管理運営すること。
- ・持続的に運営可能な事業計画とすること。
- ・ホスピタリティのあるサービスを確保すること。
- ・高齢者、子ども連れ、障がい者の方々の利用にも十分配慮すること。
- ・イベント等の開催にあたっては、当公園は住宅地に面した場所にあり、また、憩いの空間としての自由な公園利用との調和を図る必要もあることから、地域住民や周辺環境へ配慮したものとすること。
- ・事業期間中に発生する騒音・振動・光害・悪臭等については、地域住民や周辺環境へ配慮すること。
- ・喫煙については、受動喫煙防止法等を遵守すること。
- ・公園利用者が店舗を利用することによって生じる公園内のゴミの回収等については、認定計画提出者が相応の負担をすること。
- ・市産品の使用・提供及び市・埼玉県のPRに繋がる物販については、必須ではないが可能な限り実施すること。
- ・年間を通じ、円滑な管理運営が可能な従業員の配置及び連絡体制とすること。
- ・地震・火災等災害時の危機管理に対応した管理運営が可能な従業員の配置及び連絡体制とすること。
- ・店舗での搬入・搬出に伴う荷捌き、イベント等の開催において、常時車両の通行が可能な車路、駐車場以外の場所に車両を進入させる場合には事前に市と協議すること。このとき、公園利用者の安全及び公園施設の維持管理に支障が生じないよう十分配慮すること。
なお、公園内は管理車両以外進入禁止のため、駐車場に駐車し、台車を用いた搬入・搬出を基本とする。
- ・従業員及び関係者の駐車場は、必要に応じて公園区域外に別途確保すること。
- ・日別の利用者数や月別の売上額、ワークショップ等の地域貢献活動報告などを記載した事業報告書を定期的に提出していただきます。あわせて、公募対象公園施設の営業状況については、毎年、報告いただきます。
- ・オープンテラス等の屋外利用については、移動困難な施設設置を伴わない限り可能とします。ただし、その場所を独占的に使用する場合は使用料が発生します。
- ・公園がにぎわうイベント時などにおいて、公募対象公園施設の営業以外にも、公園利用者の利便に資する活動を提案してください。(例：公募対象公園施設は●●に設置するが、▲▲イベント開催時に臨時で■■にテントを設置し、飲食販売を実施)。必須ではありませんが、提案した場合には、実施効果、具体性及び実現性等を考慮し、加点対象とします。ただし、実施にあたっては事前に市と協議を行い、入間市都市公園条例に基づく使用料を負担していただきます。
- ・定期的なワークショップの開催や地域の清掃活動など、公園及び地域との協働や連携を促進する活動をしてください。
- ・災害発生時は、必要に応じて、地域住民と迅速な連携ができるよう配慮すること。
- ・公募対象公園施設周辺にて不審な点や異常がないかなどの軽度な見回りや市への報告に努める

こと。

- ・公募対象施設が公園区域内にあることを鑑み、取り扱う商品やサービス、その価格については、適切なものとすること。
- ・提案いただいた運用については、市と協議の結果、そのまま実現しない場合がある。

3. 特定公園施設の要求水準

(1) 特定公園施設の範囲

本公園のうち、公募対象公園施設の設置及び管理を行うこととなる認定計画提出者との契約に基づき、公園管理者が建設を行わせる園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設と一体となって、公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるものとする。

(2) 特定公園施設の種類と内容

特定公園施設の建設について提案すること。提案にあたっては、立体都市公園も含めた公園全域に対して、以下の公園施設を必ず含めて提案すること。

なお、下記以外の公園施設を特定公園施設として提案いただくことも可能である。

〈必須提案〉

- ①園地広場
- ②園路
- ③公衆トイレ
- ④樹木、植栽
- ⑤公園遊具（児童遊具、健康遊具等）
- ⑥照明、公園灯
- ⑦休憩施設（ベンチ・屋外テーブル等）
- ⑧防災ファニチャー
- ⑨駐輪場スペース
- ⑩園名板、標識
- ⑪園内インフラ施設
- ⑫管理用倉庫
- ⑬手洗い場（水飲み場）
- ⑭時計
- ⑮外周フェンス・生垣等

〈任意提案〉

- ①公園利用者用駐車場
- ②健康づくり・スポーツ施設

【必須提案】

① 園地広場

- ・市民の日常的な利用が促進され、各種イベント等多目的に利用できる広場空間を整備すること。
- ・多様な年代の方が日常的に行う運動・スポーツ等での使用や、地元地域の祭りやイベント開催に使用できる多目的に使用できる場所とすること。
- ・木陰の活用や屋根の整備により夏場の暑さ対策を行うこと。

- ・来園者が安らぎ・憩える緑陰となる樹木と緩やかな起伏があり、開放感のある多目的用途の広場を整備すること。
- ・防塵対策に留意した広場仕様を検討すること。

② 園路

- ・公園の回遊性を高め、季節を感じながら散策やウォーキングが楽しめるよう、公園を周回できる園路を整備すること。
- ・園路の整備にあたっては、周辺住宅地や公募対象公園施設、特定公園施設、公園一体建物との連続性に配慮するものとする。
- ・園路の具体的な線形・幅員やデザイン等については認定計画提出者が提案するものとするが、管理用車両が通行することを想定した主園路は、幅員 3.5m 以上、その他の副園路は幅員 2.0 m以上を確保すること。
- ・非常時における避難経路を確保するため、公園区域外への動線に配慮すること。
- ・園路は、雨天時においても滑りにくい仕様とすること。
- ・水たまり等ができないよう、適切な排水処理を施すこと。
- ・イベント時等の混雑時の安全性に配慮すること。
- ・樹木管理や埋設物管理等に伴う作業用車両の通行に配慮すること。
- ・ユニバーサルデザインに配慮すること。
- ・路材は、自然素材を活用するなど、周辺環境等の調和に配慮すること。
- ・路材は、経済性、施工性、維持管理の容易性並びに二次製品の将来にわたる市場供給への安定性等を踏まえた、総合的な判断のもとに選定を行うこと。
- ・車路の設定にあたっては、歩行者専用の園路との間に、適宜、取り外し可能な車止め等を設置するなどの安全確保を図ること。

(プロムナード)

- ・公園と公園一体建物、駐車場を有機的につなぎ、施設全体の一体化を図るためのプロムナードを整備すること。
- ・キッチンカー等のイベント利用を想定し、車両にも対応した耐荷重や動線計画とすること。
- ・プロムナードは、公園の広場又は主園路に接続するよう配置・計画すること。なお、プロムナードの具体的な線形・幅員やデザイン等については認定計画提出者が提案するものとするが、幅員 10m 以上を確保し、商業施設入口／公園入口からの動線上、公園が望めるよう計画すること。
- ・プロムナードは、公園内部との視覚的な連続性を演出すること。

③ 公衆トイレ

- ・公園利用者が快適に利用できるトイレを設置すること。
- ・トイレの規模は、男性用：小 2、大 1、女性用：大 2 に加えて、埼玉県建築物バリアフリー条例・埼玉県福祉のまちづくり条例、入間市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例等に定められた基準に適合する高齢者や子ども連れ、障害者等の

利用に配慮した車いす対応トイレを1以上設けること。なお、設置する車いす対応トイレは男女共用とすることを認める。

- ・明るく清潔であり、プライバシーと防犯に配慮された計画とすること。
- ・トイレの照明は光センサー、人感センサー及びタイマー付き等とし、省エネに配慮すること。
- ・車いす対応トイレには押しボタンを設け、異常があった場合、表示窓の点灯と音等により知らせる設備を設けること。

④ 樹木、植栽

- ・憩いくつろぐための居心地の良い緑陰空間を設けること。
- ・安心・安全を確保するため周辺道路からの見通しを確保すること。
- ・気候風土に適し利用者の安全に配慮した病虫害の被害を受けにくい植物を選定すること。
- ・維持管理作業の効率化や維持管理コストの低減に寄与する植栽計画とすること。
- ・中高木、低木共に多種の導入は避けることとし、10～20年先の長期的な生育を想定した植栽計画とすること。
- ・配置する公園施設の支障とならないよう緑化の推進に努めること。
- ・フラワーポットやプランター付きベンチ等を活用した緑化提案も可能とする。

⑤ 公園遊具

(児童遊具)

- ・多くの子供が同時に遊べる大型複合遊具1基以上を中心に配置すること。中心となる大型複合遊具は複合遊具広場のシンボルとなるような規模および外観を求める。大型複合遊具のイメージは、様々な遊び要素を取り入れ、規模は、安全領域を含めた敷地は、縦 \geq 15m、横 \geq 15mとする。
- ・0歳～3歳が利用できる遊具を別に設け、年齢区分による安全性の確保のためゾーニングを行うこと。
- ・遊具は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）令和6年6月国土交通省」に基づき、「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2024」((一社)日本公園施設業協会)適合製品とすること。
- ・遊具にはセーフティーマット等、必要な安全施設を設置すること。
- ・保護者が子供の状況を把握できるよう視認性を考慮すること。
- ・近年の猛暑から遊具利用による火傷などの対策を可能な限り盛り込むこと。
- ・基礎は、土の流出などによる露出がない構造とすること。
- ・遊具などの材質は、腐食しにくく、地際防食処理（防食テープは巻かないこと）を施し、耐久性に優れること。
- ・遊具などの塗装は、耐久性に優れているだけではなく、汎用性のあるものを使用すること。
- ・維持管理がしやすいよう、パーツの組み合わせで製作されているなど部分的に補修が可能で部品の交換、修繕が容易な構造であること。また、交換部品の調達が容易であること。

(健康遊具)

- ・すべての世代が気軽に利用できる公園となるよう、健康増進に寄与し使いやすく、複合機能を含む健康遊具を1基以上設置すること。
- ・公園利用者の動線や障害物の有無を考慮し、安全領域を十分確保すること。

(スポーツ施設)

- ・バスケットゴール1基以上設置すること。

⑥ 照明、公園灯

- ・公募対象公園施設及び特定公園施設の周辺や、園路沿い等、公園利用における防犯性や利便性の向上に寄与する照明、公園灯を整備すること。
- ・照明設備は、公園内の園路及び広場、建築物については原則、JIS規格の「照度基準（JIS Z9110）」によって規定されている照度基準に準拠するほか、防犯上の観点からは、「安全・安心まちづくり推進要綱」（警視庁）に示されている照度にも留意すること。
- ・夜間の安全性や近隣への光害に配慮するとともに、夜間の景観形成に配慮して整備すること。
- ・照明灯の光源はLEDとすること。
- ・防災機能の確保を踏まえて、ソーラーLED照明の導入に努めること。

⑦ 休憩施設（ベンチ・屋外テーブル等）

- ・園内各所にベンチを整備すること。特に、遊具周辺には、保護者などが遊具で遊ぶ子どもたちを見守ることのできるベンチや縁台を配置すること。
- ・ベンチ及び屋外テーブルの配置は、平坦な場所に、通行の障害とならないよう設置すること。
- ・手すり等が設けられていることが望ましい。
- ・ベンチは固定式で耐久性のある部材を使用するとともに、ベンチに身体が接触しても怪我がないような仕様とすること。

⑧ 防災ファニチャー（防災パーゴラ、マンホールトイレ）

- ・通常時は日差しを防いだり、やわらげたりし、公園利用者が憩い、休憩できる施設、災害時は救護施設や倉庫などとして使用することができる防災パーゴラを1基以上設置すること。
- ・災害時に利用できるようマンホールトイレ、又はトイレスツールを設置すること。設置基数については、3穴以上とし、個所は、認定計画提出者の提案によるものとする。
- ・かまどベンチ等その他の防災ファニチャーについても提案に努めること。
- ・公園利用者の動線を考慮した場所に設置すること。

⑨ 駐輪場スペース

- ・駐輪場は、公園利用者の想定数に応じた適切なスペースを確保すること。

ただし、商業施設利用者用の駐輪場には含まないこと。

※適切なスペースについては、概ね20台以上駐輪できるスペースとする。（1m²／台）

※駐輪場は公園利用者が利用しやすいよう、分散して設置すること。

⑩ 園名板、標識サイン

- ・公園名を明示する園名板を1以上設置すること。
- ・公園の配置図や案内表示を適宜設置すること。(立体都市公園部分の場所をわかりやすく明示すること。)
- ・サインや案内表示は、視認性及び明視性に配慮したものとすること。また、ピクトグラム等の使用により、子どもにもわかりやすいものとすること。
- ・サインについては、「特定公園の移動円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】」における考え方を参考にすること。

⑪ 園内インフラ施設

- ・公園内に必要なインフラ施設（電気、上下水、ガス、通信等）について、他の特定公園施設の配置に合わせて適宜整備すること。
- ・「埼玉県雨水流出抑制施設の設置に関する条例」に基づき、公園面積に対しての必要対策量を算出し、雨水流出抑制施設を設置すること。

⑫ 管理用倉庫

- ・公園管理に必要な用具・備品等の収納及びごみの一時保管場所として、管理用倉庫を設けること。
ただし、公園一体建物又は公募対象公園施設に同様の倉庫等を設け、公園管理でも兼用する場合においては、設置を省略することができる。
- ・建築面積は10m²程度とし、構造は平家建とする。
- ・壁で囲い、施錠ができる構造とすること。

⑬ 手洗い場（水飲み場）

- ・「都市公園の移動円滑化整備ガイドライン」に適合した、ユニバーサルタイプの水飲み及び手洗い場を1以上設けること。

⑭ 時計

- ・両面タイプのソーラー電波時計を設置すること。
- ・主要な位置から見やすい位置、高さに配置すること。

⑮ 外周フェンス・生垣等

- ・公園外周の敷地境界部には、進入及び、飛び出し抑制のためのフェンスや生垣等を設置し、安全等に十分配慮すること。

【任意提案】

以下の施設は「任意提案」の対象であり設置を義務付けるものではないが、任意提案施設を事業提案に盛り込む場合には、以下の要求水準を参考として提案すること。

① 公園利用者用駐車場

- ・公園利用者用駐車場を整備することができる。
- ・商業施設利用者用と明確に区分すること。
- ・台数については、車椅子使用者専用の駐車スペース 1 台を含め 20 台以内とする。
- ・夜間の施錠ができる構造とすること。

② 健康づくり・スポーツ施設

- ・市民の健康づくりやレクリエーションに資するような施設を整備することができる。(例: 3 on 3、フットサル、ジョギングコース等)

(3) 立体都市公園における特定公園施設の種類と内容

- ・公園一体建物の屋上部分は都市公園に指定します。
- ・立体都市公園に対して、平場に設ける公園との一体的な利用を鑑みた施設配置を提案すること。
- ・設置する施設については、維持管理がしやすいものとすること。
- ・ベンチ等の休憩施設の設置等でくつろげる空間とすること。
- ・収納可能なシェード等の設置により夏場の暑さ対策を行うこと。
- ・外周には十分な転落防止対策を講じると共に、閉鎖的な空間にならないよう景観に配慮したデザインとすること。

■公園全般

- ・各種付帯施設や安全施設等のデザイン、素材、色彩等については、周辺環境との調和に留意すること。
- ・照明施設等の設置が必要な場合、事業開始前に市と協議を行うとともに、デザイン、素材、色彩等については、周辺環境との調和に留意すること。
- ・ボール遊びが可能なスペースについては、事故が起こらないようなレイアウトや設備（フェンス・ネット等）を十分検討すること。

■その他

- ・上記で提案を求めるものの他、都市公園法で定められた公園施設については、提案可能とするが、市が支払う施設整備費用及び維持管理費用は、公募設置等指針に記載の額を上限とする。
- ・既設電柱の移設が生じる場合は、市と協議すること。

4. 利便増進施設の要求水準

(1) 利便増進施設の設置条件

本事業においては、利便増進施設の設置は、任意提案とする。

利便増進施設を設置する場合は、設置する施設の種類、規模、設置場所等を提案すること。

設置できる施設は、以下の通りとする。

① 看板・広告塔

- ・認定計画提出者は、公募対象公園施設の周辺に、地域における催し物に関する情報を提供するための看板又は広告塔を設置することができる。
- ・地域に関する情報や広告と併せて、本事業のための自己用広告の掲出を可能とするが、一般広告（第三者広告）は、原則設置できないものとする。

5. 公園全体の維持管理に関する要求水準

(1) 維持管理の範囲

公園利用者に快適な空間を提供するために日常的な施設の点検や清掃及び植栽の管理等について効率的かつ公園全体での一体的な維持管理を行うこと。

維持管理については、市と認定計画提出者で、別途業務委託契約を締結するものとする。

① 公園の維持管理業務（委託範囲）

- ア) 植栽管理業務（ゴミの処分を含む）
- イ) 清掃業務（ゴミの処分を含む）
- ウ) 園内巡視・報告
- エ) 施設管理（施錠等）
- カ) その他業務

※遊具・公園施設の点検については、市が専門業者に委託し年1回定期点検を行う。

(2) 維持管理業務に係る要求水準

- ・維持管理業務の内容については、認定計画提出者の提案を踏まえ、市との協議の上、決定するものとする。
- ・なお、提案にあたっては、参考資料【業務委託仕様書（案）】に示す市が公園の維持管理を実施する場合の業務水準を踏まえて提案を行うこと。